

国立大学法人東京外国語大学寄附講義等規程

〔平成20年 4月 1日〕
規則 第 39 号

改正 平成21年 3月31日規則第71号 平成24年 3月27日規則第70号
平成31年 3月19日規則第44号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）における教育の進展及び充実を図ることを目的として開講する寄附講義及び提携講義（以下「寄附講義等」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附講義 部局において開講される講義で、その運営に係わる経費を国立大学法人東京外国語大学寄附金受入取扱規程（以下「寄附金受入取扱規程」という。）により受け入れる寄附金により賄うものをいう。
- (2) 提携講義 学外の諸機関と本学とが提携し部局において開講される講義で、前号に規定する寄附講義以外のものをいう。
- (3) 部局 大学院総合国際学研究科、言語文化学部、国際社会学部及び国際日本学部をいう。
- (4) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。

(申請及び決定)

第3条 寄附講義等の開講を申請する者（以下「申請者」という。）は、原則として当該寄附講義等を開講しようとする年度開始日の6月前までに、寄附講義等開講申請書（別紙様式）（以下「申請書」という。）を学長に提出する。

- 2 学長は、寄附講義等の開講に係る申請があった場合、当該部局長に受入れの適否の審査を付託する。
- 3 当該部局長は、当該寄附講義等の開講を適当と認めたときは、速やかに学長に報告する。
- 4 学長は、前項の報告により受入れを決定したときは、申請者にその旨を通知する。

(名称)

第4条 寄附講義等の名称については、申請者からの申出があった場合で、学長が適当と認めたときは、申請者等が明らかとなる名称を付することができる。

- 2 当該寄附講義等の授業題目名は、当該部局長が決定する。

(称号付与)

第5条 寄附講義等の授業を担当する者には、国立大学法人東京外国語大学客員教授等選考基準に基づき、客員教授又は客員准教授の称号を付与することができる。

(開講期間等)

第6条 寄附講義等の開講期間は、学期を単位とする。

2 寄附講義等の開講期間を更新する場合の手続は、開講申請の際の例による。

(運営責任者等)

第7条 寄附講義等を開講しようとする部局長は、当該寄附講義等の円滑な運営を図るため、当該寄附講義等の運営責任者を定める。

2 運営責任者は、当該寄附講義等を開講する部局の常勤の教員とする。

3 運営責任者は、申請者と講義内容等について協議する。

4 寄附講義等の担当教員は、本学の常勤の教員又は本学の非常勤講師とする。

(経費)

第8条 寄附講義の開講を認められた申請者は、次に掲げる経費を寄附するものとする。

(1) 寄附講義の担当教員が本学の非常勤講師の場合の非常勤講師手当及び旅費として、本学が積算する額

(2) 寄附講義運営責任者が当該寄附講義運営上必要と認め、当該寄附講義の中で行う特別講義を行う講師への謝金等として、本学が積算する額

(3) 事務経費として、1寄附講義につき1学期あたりの基準額7万5千円

2 寄附講義の担当教員に対して、非常勤講師手当及び旅費の支給が必要でない場合は、それに相当する額を寄附することを要しない。

3 寄附講義の申請者は、第1項第1号の経費に不足が生じた場合には、その不足額を追加寄附するものとする。ただし、残額が生じた場合には、その残額は、本学の教育研究のために使用することとする。

(経費の受入れ)

第9条 寄附講義に係る経費は、原則として開講年度に係る経費の総額を一括して受け入れる。

2 前項の経費は、寄附金受入取扱規程の定めるところにより、受け入れる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、寄附講義等に関し必要な事項は、学長及び各部部长が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 外国語学部は、第2条第3項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に同学部に在学する者及び同年4月1日以降に同学部に入学する者が当該学部に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別紙様式（第3条第1項関係）

寄附講義等開講申請書

国立大学法人東京外国語大学長 殿

申請者

御住所

御氏名

（法人にあっては代表者の職・御氏名）

下記のとおり、寄附講義等の開講を申請します。

記

寄附講義等の区分	
開講部局	
寄附講義等の名称（案）	
開講目的	
開講年度・開講学期	年度 学期
開講の条件	
その他参考となる事項	

註1) 「寄附講義の区分」欄には、「寄附講義」又は「提携講義」のいずれかを御記入ください。

註2) 「開講部局」欄には、「大学院総合国際学研究科」又は「言語文化学部」、「国際社会学部」のいずれかを御記入ください。

註3) 「寄附講義等の名称（案）」については、寄附講義等に名称の付与を希望される場合、その名称を御記入ください。